平成２４年（フ）第１５３０号
札幌市北区北７条西５丁目６番地１　ストークマンション札幌903号
債務者　高瀬　志野（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６５号
北海道石狩市花畔２条１丁目82番地１　ウインディア花畔Ｃ201号
債務者　佐藤　賢治
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９１号
札幌市白石区中央１条６丁目11番22号　ピュアエミネンス202号
債務者　小嶋　和也
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９２号
札幌市白石区中央１条６丁目11番22号　ピュアエミネンス202号
債務者　小嶋智恵子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３５号
札幌市南区石山１条２丁目４番50―102号
債務者　指村　静子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６０号
札幌市厚別区厚別南２丁目18番10号　バースメドウヒル２Ｅ号
債務者　木全　敏之
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６９６号
札幌市南区石山２条２丁目６番６号　グランガーデン102号
債務者　佐藤今日子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２６号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番８―215号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５４号
札幌市東区北13条東14丁目２番20―207号
債務者　宮下あゆみ
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１３号
札幌市清田区美しが丘５条９丁目２番25号
債務者　片川　朋子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
岩手県北上市二子町築舘14番地23　スクエアハウス201号、前住所岩手県北上市村崎野24地割46番地17　パープルシティ杉山101号
債務者　昆野　守晃
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１９２号
群馬県高崎市新保町439番地
債務者　矢内　啓子（旧姓冨澤）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県匝瑳市川辺3139番地１
債務者　菅谷　光良
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９５号
新潟市秋葉区梅ノ木139番地、前住所新潟市東区はなみずき１丁目17番17号　メゾンドアンジェリークＢ―３
債務者　高橋龍之介
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３００号
新潟市中央区弁天橋通１丁目11番５号　プレンティアス弁天橋202、前住所新潟市東区船江町２丁目１番16号
債務者　近藤　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
新潟市中央区弁天橋通３丁目12番７号
債務者　笹川　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５６２号
大阪府東大阪市豊浦町13番６号
債務者　橋口　達也
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部